

|                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                |     |                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------|
| 件 名                                                                                                        | 令和 7 年度 第 1 回旭川市緑の審議会                                                                                                                                                                                                                          |     |                       |
| 日 時                                                                                                        | 令和 7 年 6 月 2 7 日（金）<br>1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 5 6                                                                                                                                                                                                   | 場 所 | 旭川市総合庁舎<br>7 階 大会議室 A |
| 出席者                                                                                                        | 【委員】 1 0 名<br>安藤委員、江口委員、小泉委員、菅委員、滝沢委員、<br>田中委員、千葉委員、成田委員、藤倉委員、舟橋委員<br>【事務局】 1 0 名<br>公園みどり課 星課長、和田主幹、櫻井主査、矢吹主査、瀧新主任、<br>白瀬係長、生野主任、安田主任<br>スポーツ施設整備課 大久保主幹、畠山主査                                                                                 |     |                       |
| 欠席者                                                                                                        | 【委員】 5 名<br>石塚委員、今野委員、塩田委員、堀委員、森崎委員                                                                                                                                                                                                            |     |                       |
| 資 料                                                                                                        | ・ 議事次第<br>・ 資料 1 第 2 次旭川市緑の基本計画アクション PG 進捗状況<br>・ 資料 2 第 2 次旭川市緑の基本計画中間見直し<br>・ 資料 3 花咲スポーツ公園再整備について<br>花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画<br>花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果について<br>東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）改訂案<br>・ 資料 4 都市公園パークゴルフ場使用料減免措置の試行について<br>・ 資料 5 春光台公園遊具改修の経過 |     |                       |
| 《概要》                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                |     |                       |
| 1 開会<br>（事務局）<br>・ 副会長挨拶願う。<br>（副会長）<br>・ <開会に当たっての挨拶>                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                |     |                       |
| 2 議題<br>（1）第 2 次旭川市緑の基本計画アクション PG 進捗状況<br>（副会長）<br>・ 議題について事務局から説明願う。<br>（事務局）<br>・ <資料 1 に基づき説明><br>（副会長） |                                                                                                                                                                                                                                                |     |                       |

- ・第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラム（中期計画）の進捗状況は、令和3年度から始まって、毎年進捗状況の確認をしている。令和6年度についての未着手等について報告を受けたが、委員の方々から不明な点や質問、意見はないか。

（A委員）

- ・ビオトープに取り組んでいると思うが、地域的にどの辺りを計画して取り組んでいるか知りたい。

（事務局）

- ・明確にビオトープと位置付けしているわけではないが、多様な水生生物等の生息環境として、主には神居町の富沢にある伊野川という北海道の河川を、他に永山新川などを子どもの水辺事業という環境教育において活用している。

（A委員）

- ・福岡県の北九州市小倉の中心部に紫川という大きな川が流れている。そこでは、川を利用した水族館が整備されている。その川に住んでいる生物を展示しており、海の魚と川の魚が流れていくのを見ることができる。半径1m位の丸い水槽中に牡蠣の殻を敷き詰めて、そこに小さなエビやカニ、カレイの赤ちゃんなどを飼育しており、見ているとわくわくする。
- ・私は旭川に来て10年になるが、何かわくわくして楽しいと感じるものがあまりないような気がしており、川をもっと利用した方がいいと強く感じている
- ・小倉あたりでは、夕方になると川を利用してそこで屋台が出て、みんなビールを飲んだり、とても楽しいことを毎週土日にも必ずやっている。ライトアップするなど、すごくいい感じで川を利用しているというのを見ている。
- ・旭川にも川がたくさんある。北彩都のガーデンのあたりも池もあるなど素敵である。川をもっと利用して、楽しいと感じるような、わくわくするような何かを計画できるというと感じた。

（副会長）

- ・御意見ということで承りたいと思う。私も多少ビオトープに関わっていた。10年ぐらい前に無くなってしまったが、以前は図書館の横に川のおもしろ館という教育施設のようなものがあつた。旭川は河川のまちということもあるので、今委員がおっしゃられたことは心に留めて審議会の中でも検討していきたいと思う。

他に何かあるか。無ければ次の議題に移る。

（2）第2次旭川市緑の基本計画中間見直し

（会長）

- ・議題について事務局から説明願う。

（事務局）

- ・＜資料2に基づき説明＞

（会長）

- ・説明内容について何か質問、疑問等ないか。
- ・第二次の緑の基本計画の中間見直しということだが、第一次はいつからいつまでであったか。

(事務局)

平成8年から27年までである。

(会長)

- ・そこには緑の審議会はなかったということでよいか。

(事務局)

- ・緑の基本計画を策定するにあたって、作ったものが懇話会であった。審議会になったのはその後である。

(会長)

- ・今来ていただいている方はこの第2次緑の基本計画に関わって、審議会という新たに発展させた合議体の中での委員ということである。平成28年に設定され20年間の計画のうち、9年間の終わったので、令和8年からは見直した計画にしたいということのようだ。何か見直し内容について質問等などあればお願いします。

特になければこの内容で中間見直しを進めるということによろしいか。

(意義なし)

### (3) 花咲スポーツ公園再整備について

(会長)

- ・議題について事務局から説明願う。

(事務局)

- ・＜資料3に基づき説明＞

(会長)

- ・説明内容について何か質問等ないか。

(B委員)

新アリーナの設置の位置は、今の公園内というと、陸上競技場のところということでしょうか。またニュースポーツエリアというのが、よくわからないので教えてほしい。

(事務局(スポーツ施設整備課))

- ・基本計画本編の29ページのとおり、新アリーナの位置は現在噴水があるあたり、という計画になっている。右側の駐車場やニュースポーツエリアの部分に今は総合体育館が建っているが、総合体育館を壊してそこにアリーナを建てる場合、建設まで2～3年かかるため、その間スポーツの大会ができなくなってしまうということもあるので、まずは新アリーナを総合体育館と別の位置に建てて、建て終わってから総合体育館を解体するというイメージである。
- ・ニュースポーツについては、バスケットの3×3や、スケートボードのほか、今人気になっているスポーツなどを想定している。

(B 委員)

- ・今の陸上競技場の前のスペースに新アリーナができるということか。

(事務局 (スポーツ施設整備課))

- ・そのとおり。陸上競技場の前である。

(A 委員)

- ・空調は冷房などを作っていく予定か。

(事務局 (スポーツ施設整備課))

- ・現在の総合体育館には冷房がないため利用者の方々はとても大変な思いをされていると思う。旭川も冷房や空調がないとスポーツができなくなっている」と承知しており、アリーナには空調を整備する予定としている。

(A 委員)

- ・総合体育館にバスケットボールの試合を見に行った方から、非常に暑かったと聞いた。これからは冷房は必要と考える。
- ・アリーナに井戸を掘った方がいいと思う。地下水を利用したものがあれば、災害時や噴水などにも利用できるのではないか。最初はお金がかかるかもしれないが、地下水を利用したものはあったほうがよいと思っている。
- ・東光もアリーナも建物の中に救護室を用意しているか。倒れた人がいると困る。シャワー室や救護室は必須の設備と考えている。
- ・資料に目を通したが、とても大変な資料を作成されたと感じた。

(会長)

- ・新アリーナの運営主体はどこになるのか。

(事務局 (スポーツ施設整備課))

- ・官民連携手法ということで、建設から運営についても、民間事業者から選ぶことになる。
- ・現在公園部分は公園緑地協会、総合体育館については、スポーツ協会が指定管理をしているが、それ以外の民間事業者を公募して民間事業者が管理をしていく形を予定している。

(会長)

- ・建物の所有者は誰になるか。

(事務局 (スポーツ施設整備課))

- ・民間事業者が建設して、市に所有権が移転するという方式と、他に民間事業者が建設して民間事業者が所有し続けるという方式があるが、どの方式にするかは今後決めるところであり現段階では未定である。

(会長)

- ・土地は市が持っているが、建物は民間が所有するということもあり得るのか。

(事務局 (スポーツ施設整備課))

- ・そういう場合もあり得る。

(会長)

- ・民間事業者が運営する場合、収益は全て民間事業者のものになるということか。  
(事務局（スポーツ施設整備課）)
- ・収益の帰属については事業方式によっていろいろある。民間事業者がそのまま取得することもあるが、現在の指定管理の使用料のように市の収入とするものもある。  
(会長)
- ・民間事業者が完全に主体となって、収益が全て民間事業者のものになるということであれば、市が全く関与できない形が懸念されるが、どのような対応を考えているか。  
(事務局（スポーツ施設整備課）)
- ・アリーナの再整備に関しては、市として、公共利用の観点で、スポーツ推進のためアリーナを必要とする部分がある。その部分については事業の募集要項の中で、市として必要な部分だということを示して、それに合った事業提案をしてもらうという形になる。  
(会長)
- ・東光スポーツ公園とアリーナを合わせて役割を考える中で、例えば民間が主体的になってアリーナを運営した場合、アリーナの利用料金が上がることもあるかもしれない。そこに市が関与できればいいが、関与がなければ、市民が使えないような料金になって、結果として使えなくなった方々が東光に行くと考えてよいか。  
(事務局（スポーツ施設整備課）)
- ・他都市の事例になるが、民間施設として建設し、民間事業者が運営している八戸市のスケートリンク「フラット八戸」というところがある。そちらは民設民営のスケートリンクではあるが、市が市民利用の必要性の認識から、市民利用枠、時間を買っている。その時間については市の条例に合わせたような利用料金にしており、通常の市営のスケートリンクと大きく乖離していない金額設定にしている。  
(会長)
- ・とても優秀な民間事業者の算入により、非常に多くのイベント利用が計画され、結果として市民が使えないということもあり得るかも知れないが、八戸については利用時間を買って市民の利用時間を確保しているということだ。旭川市はどうする予定か。  
(事務局（スポーツ施設整備課）)
- ・事業手法を検討する中で、これから検討していく。  
(会長)
- ・民間事業者にアリーナや公園を占有されることがあり得るように考えられるが  
(事務局（スポーツ施設整備課）)
- ・そうならないような事業の募集にしていく。  
(会長)
- ・アリーナは花咲スポーツ公園に含まれるが、陸上競技場、武道場や弓道場などを含め、公園全体をその民間事業者が管理するという予定か。  
(事務局（スポーツ施設整備課）)
- ・公園全体の管理運営についても、指定管理という形でその民間事業者に行ってもらうこ

とをイメージしている。

(会長)

- ・ ということは、花咲スポーツ公園全体をそのアリーナを所有した民間事業者が運営する  
と考えてよいか。結果として駐車場が有料になるということもあるように思われるが。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・ 有料になることも考えられる。

(会長)

- ・ ここまで、委員の方々が民間事業者の参入で起こりえることについてイメージが難しい  
かもしれないと考えて話をしてきた。
- ・ 本審議会でどのように審議し、了承すればよいか分からないが、どの段階まで審議す  
ればよいか。
- ・ 旭川市や市民の意図・利益等を理解しない民間事業者が参入したら、公園全体を自由  
にされてしまうような契約を結ぶということもあり得る。
- ・ 市が関与できるような方向に持っていく意向があるか聞いておきたい。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・ 花咲スポーツ公園の再生整備事業を、今後こういった事業手法で進めていくかという  
ところは、観光スポーツ部スポーツ施設整備課が今後外部委員を入れた事業者の選定委員  
会を設置して、スポーツ審議会などに諮って進めていく形になっている。事業手法を決  
めていく部分については緑の審議会の審議事項ではないということになる。
- ・ しかし事業を進めていく中で、都市公園法に関わる部分や関連する都市公園条例などの  
改正が出てくる可能性がある。それらは緑の審議会の審議事項であり、審議をお願いす  
ることになるので、まずは前段の条件を説明した次第である。
- ・ 緑の審議会には、適時その部分の審議をお願いする。

(会長)

- ・ アリーナ整備は何百億円の事業規模と思われるため、対応できるのはJV などになり、  
おそらく市内事業者ではないと思う。市外事業者か外資が来るかと思われるが、そうし  
た民間事業者が、旭川に参入して利益を上げられると判断するかどうかによると思う。  
利益になると判断された場合に、市民の意図・利益等を理解しない民間事業者が参入し  
たら、花咲スポーツ公園全体を完全にコントロールされるのではと懸念される。
- ・ その際に市がどの程度関わっていくことができるのか、やはり市が関与しないと、市民  
が幸せにならないと思うが、関与についてどのように考えているか。
- ・ 全体を管理する、建物を何百億円か出して建てるということであれば、市民がどれぐ  
らい利益が得られて、利益が失われるか。駐車場も有料になるということであれば誰も使  
わなくならないか。イベントなどでアリーナが占用されれば、これまで筋トレなどで利  
用していた方々は使えなくなると思うが、そうした方は東光を利用してほしいというこ  
となのか、その辺どういう青写真というかモデルを描いているのか聞きたい。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・民間事業者の管理になるが、公園としての利用や役割は失われないように守っていかなくてはならないと考えている。民間事業者に参加してもらうことで、今よりもより利用しやすい施設や速やかな創意工夫、新しいニーズへの速やかな対応を期待しており、良い面を引き出していきたい。

しかし、市として守るべき部分は、守っていくということだと思っている。

(会長)

- ・PFIなどの形で、行政が関与できるのであればいいかもしれないが、これまでの話では、完全民営化という印象を受ける。
- ・手法についてはまだこれから決めるところであって、民設民営であったとしても、やはり市の事業として事業者を募集をするので、完全に参入事業者の好きなように管理にしてよいという募集の仕方はしないということによいか。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・お見込みのとおり。

(副会長)

- ・そもそも都市公園などでアウトラインは市が握ってると考えている。基本的には関連する条例なども当然あるので。  
このため、市がある程度アウトラインを示した範囲において参入事業者に独自性を発揮してもらうなど、示した範囲において民間事業者に委託するというようなイメージでよい。
- ・ただ会長も言われたように建物の建設費も民間事業者が負担するというのであればその事業者の意思が大きく反映される可能性があるので、そのあたりは私も懸念しているところではある。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・補足するが、先ほど説明した再整備に向けての基本構想や、新アリーナの基本計画は、市がこういう事業をやりたいという基本的な考え方をまとめたものである。  
市の基本的な考え方に則った事業に参加する民間事業者を募ることを企図しており、民間事業者が市の目的に反したいろいろなことを自由にできる、コントロールを失うというような形にはならないと考えている。
- ・また、受け皿はやはり都市公園であるため、公園の機能として充実したものにならなければ、目的を逸脱するので、そういったことにならないよう事業者選定に向けては、募集要項とか要求水準というものをまとめていく。今後も事業者選定委員会の方で議論していきたいと考えている。
- ・現在の指定管理は仕様書に基づいて管理を行い、条例に基づいた料金を徴収するなど、基本的なところは市の方で決めている。新アリーナを整備する民間事業者が周囲の既存の公園施設の指定管理を担う場合も、基本的なところは市で設定し、その範囲内で民間事業者ノウハウを活用して運営してもらうことになるかと考えている。

(会長)

・指定管理は定まった指定管理料の中でお願いするということであって、例えば7条の駐車場の使用料は、市の収入になるのではないかな。

・民間事業者が参入して、売上が全部民間の収入になるか、市にも入るのか、これも今後の交渉次第ということか。

(事務局 (スポーツ施設整備課))

・使用料収入の制度を採用する施設では、施設からの収益 (使用料) は直接市の収入になり、施設からの収益は管理・管理費に影響しないことになる。

・利用料金制という別な仕組みを使っている施設もあり、それは施設からの収益を指定管理者の収入にした上で不足する管理費を指定管理料として市が負担し管理してもらうという管理手法になる。

(会長)

・私は民間の力の活用は大賛成で進めるべきだと思うが、今回は、アリーナという市民の利用の多い、市民の利用を目的とした建物なので、民間が建設してそこで利用したイベント等の収益が全て民間事業者の収入になって、その一帯の運営をその民間事業者が指定管理で行っていくということにやや不安を覚える。

陸上競技場の使用料を過去に負担した経過があり、市の収入になっていたが、今後は民間の収入になるということか。

(事務局 (スポーツ施設整備課))

・料金は条例で定めるが、それが使用料収入なのか、利用料金制なのかによって、収入を受け取る先は変わる。利用料金制の場合は、その分指定管理料が軽減され、使用料収入の場合は市に入って、指定管理料は全額事業者に支払わなければいけない。

・アリーナの運営とその他公園施設の管理については、それを組み合わせて、一体管理を行うとイメージしている。

(会長)

・アリーナは民間事業者に任せて、指定管理制度のように運営していくということで、よろしいか。

(事務局 (スポーツ施設整備課))

・制度の組み合わせとしてはそのとおり。

(会長)

・市がどの程度アリーナに関与できるかという点がとても不安であり、あと、花咲スポーツ公園を市がどの程度運営していけるのか、民間事業者が全て任されるのかどうかという点がよくわからないので、ここで質問した。

(A 委員)

・この資料によると、建設から管理までいろいろな方式があり、そこから選ぶようなこと書いてあったので、会長の心配も理解できる。

・札幌ドームのように売り上げを全部民間事業者が持って行くという方式があるように理解している。

(会長)

- ・第三セクター方式をとっていないので、今回は市の関わりがほとんどないのかなと思っているため、変な言い方をすれば、民間事業者がやりたい放題にできるのではないかという恐れがあるわけである。
- ・このため、悪く考えると多数のイベント利用で全く市民が利用できないということも、想定される。そのような懸念を払拭できればいいと思うが、この審議会がどこまでそこに関与できるかというのが冒頭の私の話のように、よくわからない。
- ・民間事業者の選定は非公募ですか。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・資料で非公募となっているのは現在の指定管理制度の説明である。今回は公募で進めようとしている。

(会長)

- ・スキームというか枠組みとして、市がかなりの程度関与できるような枠を設定すると市民も安心すると思うが、その分お金の問題などが出てくるとされる。そのあたりはもう市に任せるしかないと考えている。
- ・本件はかなり大きな問題だと思っている。、民間の活力を利用するということは十分納得できるが、お金がないから民間に任せるということであればちょっと間違いかんと思っている。その建物を建てるのにいくらかかるのか。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・基本計画の中ではアリーナだけで 140 億円である。

(会長)

- ・旭川の将来を考えて参入の是非を決めるので、何とも言えないが、地元の業者が建設費を負担するのは少し難しいように思われることから、本州あるいは外資が入ってくると考えられる。
- ・地域のアリーナになるかどうかということは、そこが関わってくる。やはり何らかの形で市が関与していくということが望ましい。関与するというのはお金をある程度出すということだ。全部出さないとしても、土地は市が持っているのだが、運営のあり方とかに条例や何かで、かなり市が関与できるような条項を設けないと将来困ったことになる恐れがある。

良い方になるかもしれないがそうした懸念を感じているので、そこは考慮してほしい。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・懸念されている事項はよくわかりましたので、そこも踏まえて事業者選定ほか、今後どういう進め方をしていくのか、検討していきたい。

(会長)

- ・選定委員会はどこから募るのか。

(事務局（スポーツ施設整備課）)

- ・学識経験者の方、それから財政関係などの専門家の方、そして市の担当部局の者になる。

(会長)

- ・施設は市民のものなので、それが生かせるような運営者を選定していく必要があると思うので、よろしくお願いします。

ほかに何か意見はないか。

(A 委員)

- ・これは良いと思ったところがあったのでお知らせする。

東光スポーツ公園基本計画内に施設から大雪山への眺望が確保できる計画とすることが載っていた。

旭川の魅力の一つが大雪山連峰が見渡せることであり、生かさない手はないと考えており、とても評価している。

(C 委員)

- ・今回の花咲スポーツ公園の新アリーナを含めて、公園を改造するということになる。体育館を潰して、新アリーナを作ると。公園全体を整備するということだ。100 億単位の仕事になるが、お金も大切だが、旭川市の土地も大切であり、担当部局では全国の類似事例を見て歩いていると思う。打診もしているだろうし、いろんな見学もしており、駐車場の件についてもあらゆる細かいところを検討して、考えていると思うが、旭川市民としての最良のものを作ってほしいという思いしかない。
- ・あらゆるところを見学検討し、資料にも、いろいろな地方の写真も載っているが、失敗だったということは起こらないように、懸命に全力で取り組んでほしい。

(会長)

- ・あと何かこの件に関して、質問や意見はないか。

特になければ次に進みたい。

### 3 報告

#### (1) 都市公園パークゴルフ場使用料の減免措置の施行について

(会長)

- ・報告について事務局から説明願う。

(事務局)

- ・＜資料 4 に基づき説明＞

(会長)

- ・今のパークゴルフ場の使用料減免について何か不明な点あるいは質問等あればお願いします。

試行的に減免することは別に悪いことではないと思われる。試行なのでそれが良ければそのように進めるかもしれないし、結果を見てから判断をするということだがよいか。

(異議なし)

#### (2) 春光台公園遊具改修の経過

(会長)

- ・ 報告について事務局から説明願う。

(事務局)

- ・ <資料5に基づき説明>

(会長)

- ・ この件については、何回か前のこの審議会で、イメージ図にあるような改修を行う、作り直しをするということでここで、審議をした経過がある。設置に当たって宝くじの売り上げから助成を受けたもの。助成割合はどの程度か。

(事務局)

- ・ 風の子館については全額である。

(会長)

- ・ 助成を受けて作られたもので、全て木造のため老朽化している。だから建て替えなければいけないということでここで議題に上がって、審議したものである。今回もう1回木造の遊具というか造作物がとても有益なもの、いいものであるので、補修して使ってはどうかという意見が議会の中で出てきて、どれくらい補修にコストがかかるのか、ということを含めて、もう1回審議をし直すということのようだ。

このため、ここでそのイメージ図が決定ということではなくて再度調査した後で審議会に諮るということによいか。

(事務局)

- ・ 私たちが持っている整備案はこのイメージ図である。

今年度、既存の使用中止中の風の子館に関する調査を行った上で、そのメリット、デメリットも含めて、案を出していく。

それを現行の整備案と比較して、最終的にどうすべきかという判断を行うということだ。

(会長)

- ・ この審議会にメリット・デメリットなどの検討結果が出てきて、それを委員の方々が議論して、ここで決定になるわけではないと考えてよいか。審議会ではどこまでを行うことになるのか。

(事務局)

- ・ 風の子館に関していろいろな方から意見が来ている状況である。もちろん緑の審議会においてまず議論いただくが、市民に対する説明会を開くなど、いろいろな場面で意見を拾うことが必要になると考えている。

(会長)

- ・ では緑の審議会では市民の代表として意見を述べるということによいか。

(事務局)

- ・ 今年度調査を行うので、まずはその調査結果を見て、どれくらい今考えてるものと差異があるのか報告しながら、各案について委員の方々の意見を求める形を想定している。

(事務局)

- ・今の市の提案どおりに進めるのか、現存の多少古くなった風の子館を補修していくというもう一つの案かということをごここで語り、意見を求めた上、市が決定するということだ。

他に何か質問はないか。

(D委員)

- ・この遊具の維持や管理は誰が行っているのか。補修したとしても木材なので耐用年数は限られている。冬季の間も保存の仕方とか、木材なので、毎年のように塗装しなければいけない。結局それができないのであれば、一時的に木材の補修をしたところでまたすぐ駄目になる。その点について、回答願う。

(事務局)

- ・遊具の整備、その遊具が置かれた後も公園みどり課が所管して維持管理は行っていく。現場における管理は指定管理者に任せる形にはなるが、整備やその後の維持管理に関わる費用は旭川市が負担していく。

意見のとおり、部分部分修繕していくというやり方で改修・補修・修繕をしたとして、その後も違う部分が傷んできて、それを取り替えなければならないという場面は発生してくると思われる。その時の修繕、その時の整備だけではなく、以後10年20年を含めたライフサイクルコストという言い方をしているが、そこまで含めた中での総合評価をする必要があると考えている。

(会長)

- ・現在のイメージ図の提案の際にも、ライフサイクルコストの考え方を含めて、経費的に有利と判断されたと思うが、今回、風の子館ができた経緯、あるいは全て木造だということの価値をお金をかけて残すという面からも意見が出たということによいか。

そのため、今回は経費的にはこちらの方がよいが、価値を残すことにお金を使うかどうかということも判断になるということか。どちらがまだ金がかかるかわからないが、以前の判断であればそうだということによいか。

(事務局)

- ・いただいた意見としては、今の風の子館は大型木製遊具として非常に評価が高いものであるため、うまく使っていくべきだというのが大きな点であるのと同時に、もう一つの意見としては、その風の子館を部分部分直しながら、維持する方がコスト的には、今の我々の提案より安くできるのではないかというような意見も大きくあるようだ。

そこについて我々は、前述のライフサイクルコストも含めて、どの程度のお互いの案にメリット・デメリットがあるかというのを調査していきたいと考えている。

(会長)

- ・どちらがよいかはまだはっきりとしないので、それをしっかりと検証した上で、ここへ上がってくる議題だということである。そのときはよろしくお願いいたします。

他に質問がなければこの報告について終了としてよい。

(異議なし)

#### **4 その他**

なし

#### **5 閉会**

- ・ 本日の審議会はこれをもって終了する。

以上